

令和5年度 江東区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

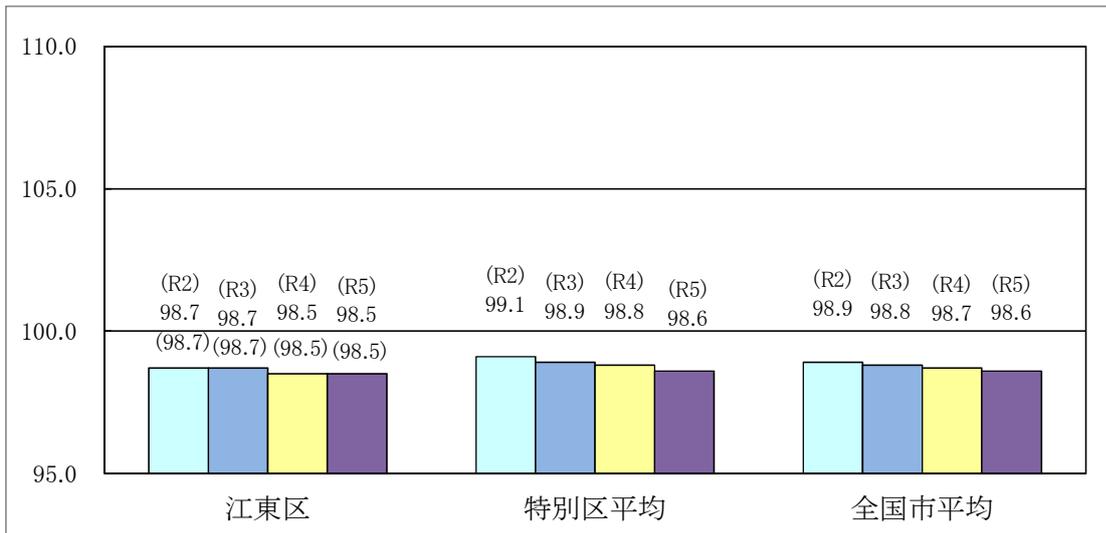
区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	532,882	232,505,093	7,914,367	26,375,999	11.3	12.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)特別区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
4年度	2,526	9,200,693	3,228,791	4,329,645	16,759,129	6,635	6,538

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 江東区地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円 383,184	円 379,462	円 3,722 0.98%	% 0.98	% 0.98	% 1.10

(注) 「民間給与」「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 4.64	月 4.55	月 0.09	月 0.10	月 4.65	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合にはその理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)給料月額について地域手当の支給割合引上げ分と同率程度引下げを実施しました(経過措置なし)。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び江東区の支給割合)

(支給割合)下記のとおり

(実施時期)平成27年4月1日

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合 4月1日時点	遷及改定後	平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
江東区の支給割合	18%	20%	—	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について見直しを実施しました(平成27年4月1日実施)。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
江東区	40.5 歳	304,616 円	415,748 円	383,878 円
東京都	42.4 歳	316,277 円	451,385 円	398,074 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
特別区	40.2 歳	297,057 円	420,681 円	373,138 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
江東区	54.6 歳	232 人	290,619 円	379,080 円	357,022 円	—	—	—	—
うち 用務員	58.8 歳	57 人	271,937 円	335,338 円	328,589 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.39
うち 清掃職員	51.8 歳	131 人	302,767 円	404,189 円	375,405 円	廃棄物処理業	47.3 歳	310,800 円	1.30
東京都	50.5 歳	1,241 人	287,646 円	388,055 円	354,902 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円	—	—	—	—
特別区	53.8 歳	238 人	288,690 円	385,783 円	354,482 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	江東区	—	—
うち用務員	5,394,862 円	3,253,900 円	1.66
うち清掃職員	6,590,567 円	4,321,100 円	1.53

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和2~令和4年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校・幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江東区	39.4 歳	335,546 円	448,510 円
東京都	40.0 歳	337,727 円	437,064 円
特別区	38.0 歳	329,021 円	441,201 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		江東区	東京都	国
一般行政職	大学卒	188,200 円	187,900 円	総合職 189,700 円 一般職 185,200 円
	高校卒	152,100 円	152,200 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	148,600 円	149,600 円	— 円
幼稚園教育職	大学卒	199,500 円	201,900 円	— 円
	短大卒	182,500 円	185,800 円	— 円

(注) 技能労務職は、技能VIの初任給を記載しています。

(注) 幼稚園教育職の東京都の欄は、小・中学校教育職の初任給を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和5年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,285 円	359,111 円	388,150 円	399,645 円
	高校卒	209,733 円	296,480 円	328,150 円	367,457 円
技能労務職	高校卒	— 円	273,000 円	295,725 円	313,791 円
幼稚園教育職	大学卒	287,580 円	367,900 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	415,400 円

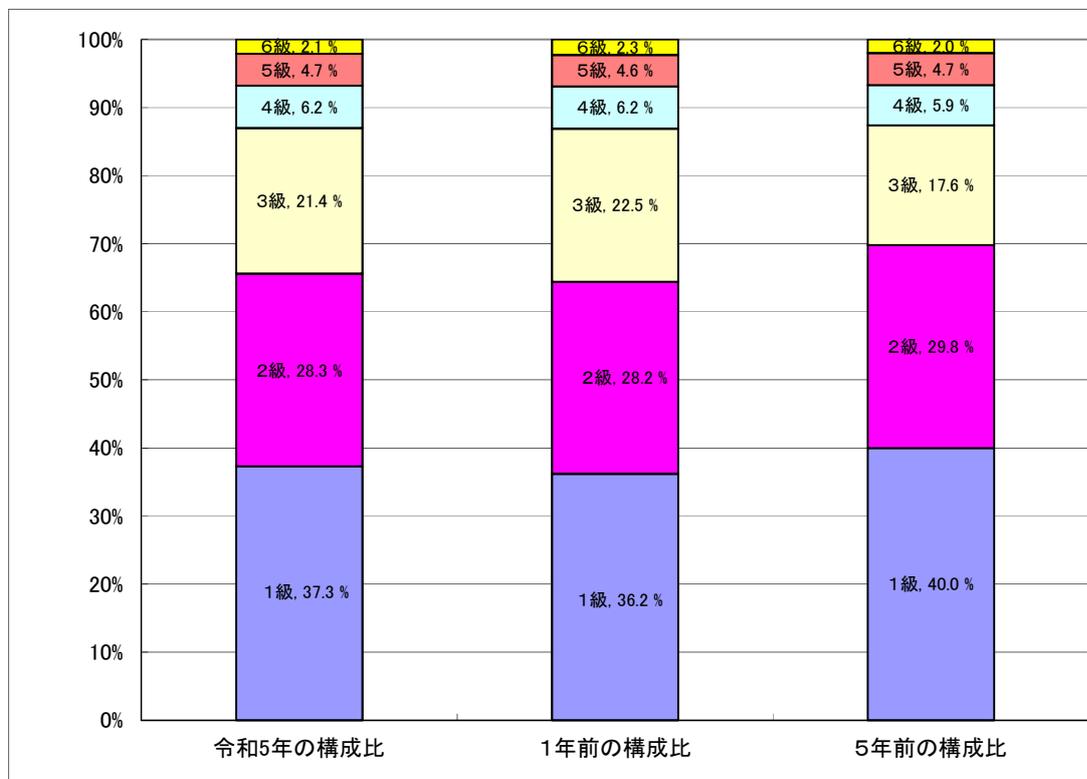
(注) 技能労務職(高校卒)の経験年数10年、幼稚園教育職(大学卒)の経験年数25年、30年、(短大卒)の経験年数10年、20年、25年については、該当者がいません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員の職務	547 人	37.3 %	147,500 円	321,900 円
2 級	主任の職務	414 人	28.3 %	200,500 円	355,500 円
3 級	係長、担当係長又は主査の職務	314 人	21.4 %	228,500 円	404,400 円
4 級	課長補佐の職務	90 人	6.2 %	254,300 円	426,300 円
5 級	課長、担当課長又は副参事の職務	69 人	4.7 %	283,900 円	452,100 円
6 級	部長、担当部長又は参事の職務	31 人	2.1 %	368,900 円	512,600 円

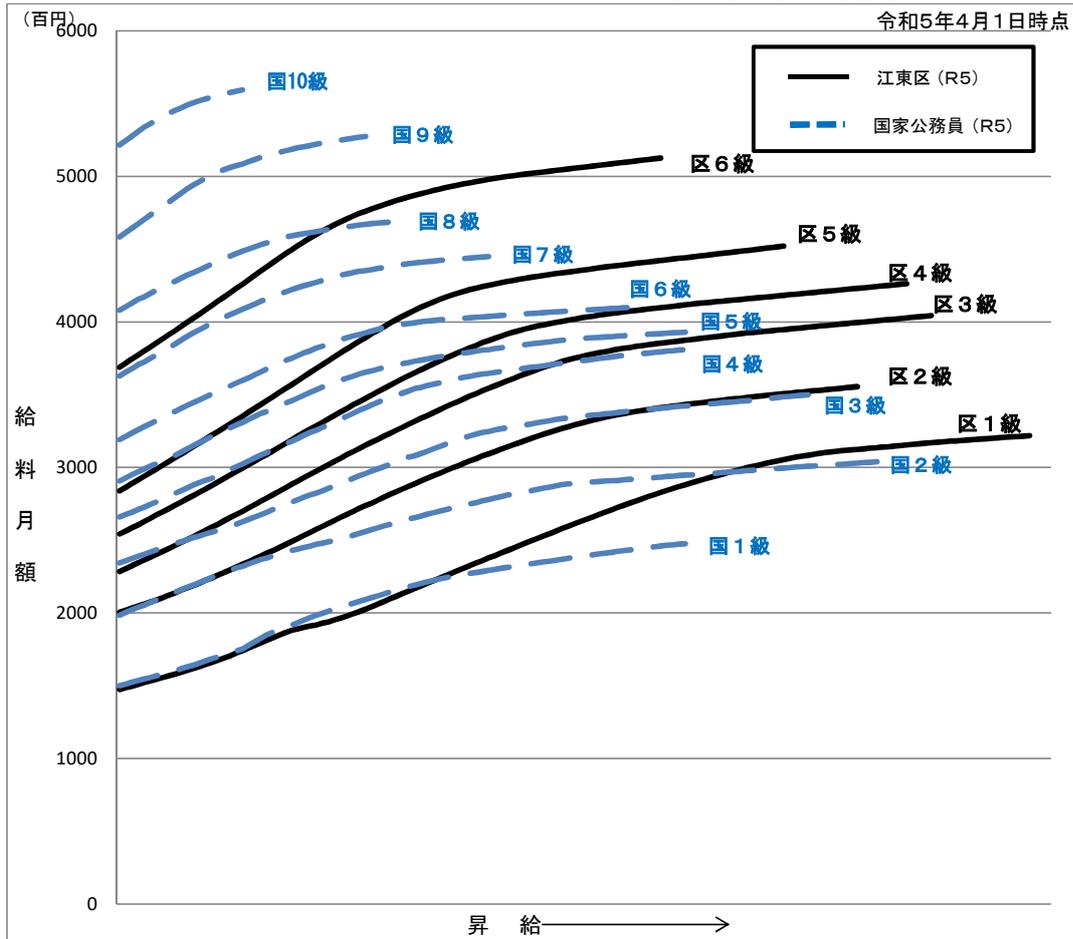
(注) 1 本区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成30年に8級制から6級制に変更しています(旧給料表の1級及び2級並びに6級及び7級をそれぞれ統合)。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 東 区	東 京 都	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,703 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,844 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 (1.35) 月分 (1.05) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 (1.35) 月分 (1.05) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 (1.35) 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤奨手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

江 東 区			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00 月分	24.55 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.00 月分	32.95 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75 月分	47.70 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.75 月分	47.70 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
1,727 千円 20,425 千円			1,727 千円 20,425 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			1,953,485 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			714,777 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
江東区内	20.0 %	2,771 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		24,552 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		75,545 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		12.6 %		
手当の種類（手当数）		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
保健・福祉業務手当	福祉事務所及び保健所職員	面接、訪問、相談及び各種検査等業務	2,812 千円	日額 170円 ～ 4,000円
特定危険現場作業手当	総務部経理課及び営繕課、都市整備部建築課、土木部道路課及び施設保全課、教育委員会学校施設課職員	昇降機等の検査業務 危険高所での検査業務	33 千円	日額 380円 日額 270円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃事務所職員	廃棄物の処理に関連する業務	21,377 千円	日額 700円
児童相談所福祉業務手当	児童相談所派遣職員	一時保護業務 家庭訪問、指導、判定及び相談等業務	330 千円	日額 1,470円 日額 490円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	497,925 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	193 千円
支給実績（３年度決算）	557,217 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	221 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (４年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (４年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 6,000 円 子 9,000 円 上記以外の扶養親族１人につき 6,000 円 特定期間の子への加算額 4,000 円 (16歳年度初め～22歳年度末)	異なる	支給額	159,045 千円	192,316 円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に支給 (支給額) 職務ごとの定額 部長職 127,600(医療職 142,400)円 重要困難課長 101,500円 課長職 92,300(医療職 94,800)円 幼稚園長 89,600円 副園長 64,700円	異なる	職務区分、支給額	152,006 千円	1,151,561 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等の利用者 6か月定期券相当額 限度額；1か月あたり55,000円 交通用具使用者 通勤距離により2,600円～13,000円	異なる	自動車等使用距離区分	331,155 千円	139,199 円
住居手当	住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う世帯主等の職員に支給 (支給額) (月額) 8,300 円 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの職員は18,700円、満27歳に達する日以後最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの職員は9,300円をそれぞれ加算	異なる	支給要件、支給額	99,453 千円	159,892 円
初任給調整手当	医師、その他専門的知識を必要とする職に従事する職員に一定期間支給 (支給額) 大学卒業後 1～20年 268,500 円 同、 21～40年 1年ごとに減額	異なる	支給期間、支給額	8,652 千円	2,163,000 円
休日給夜勤手当	休日又は深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 休日給 1時間当たり給与額×135/100×勤務時間 夜勤手当 1時間当たり給与額×25/100×勤務時間	同じ	—	75,468 千円	192,031 円

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
宿日直手当	宿直、日直を行った職員に支給 (支給額) 宿直又は日直の1回あたり 9,300円	異なる	勤務態様、支給額	4,568千円	65,257円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督する地位にある職員が週休日又は休日および週休日等以外の午前0時から5時までの間に勤務した場合に支給 (支給額) 部長職 12,000(6,000)円 課長職又は幼稚園長 10,000(5,000)円 副園長 8,000(4,000)円 週休日等に6時間を超える勤務の場合 150/100 括弧書きは平日夜間の勤務の場合	異なる	支給額	1,979千円	38,058円
義務教育等教員特別手当	幼稚園教育職員に支給 (支給額) 職務の級、号給による定額 (月額) 1,120円～4,150円			2,921千円	31,409円
単身赴任手当	在勤する公署の移転等に伴い、配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 (支給額) 配偶者宅との交通距離による 基礎額 月額 30,000円 加算額(100km以上) 6,000円～14,000円	異なる	距離制限、支給額	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考) 特別区における最高/最低額		
給料	区長	1,157,000円	1,286,000円 / 912,000円
	副区長	924,000円	1,027,000円 / 808,300円
報酬	議長	924,000円	956,000円 / 856,000円
	副議長	796,000円	809,000円 / 756,100円
	議員	610,000円	621,000円 / 589,000円
期末手当	区長	(4年度支給割合)	
	副区長	3.66	月分
退職手当	議長	(4年度支給割合)	
	副議長	3.66	月分
退職手当	区長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副区長	給料月額×500/100×勤続年数 給料月額×340/100×勤続年数	23,140,000円 (任期毎) 12,566,400円 (任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

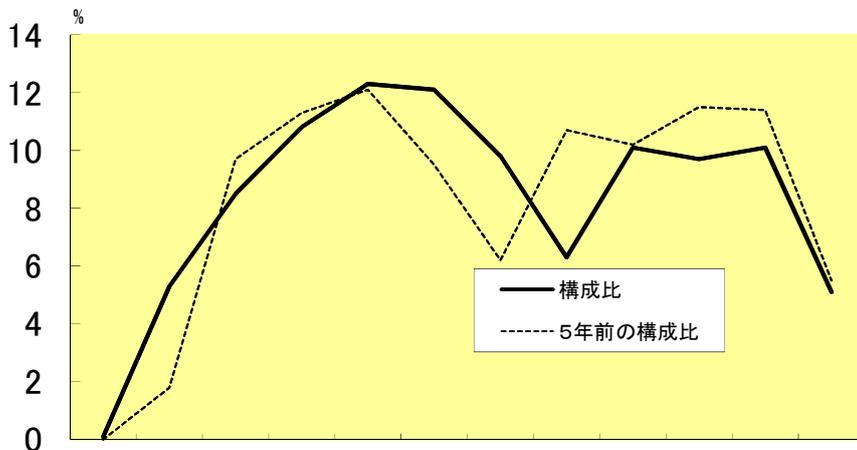
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和5年	令和4年			
普通会計部門	議 会	15 人	14 人	1 人	過員配置
	総 務	448 人	444 人	4 人	業務増
	税 務	100 人	99 人	1 人	過員配置
	民 生	1,064 人	1,047 人	17 人	業務増
	衛 生	390 人	394 人	△4 人	事務の民間等委託
	労 働	3 人	3 人	0 人	
	商 工 土 木	25 人 248 人	25 人 250 人	0 人 △2 人	事務の民間等委託
計	2,293 人	2,276 人	17 人	<参考> 人口1万当たり職員数 43.03 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 57.81 人)	
教 育 部 門	244 人	250 人	△6 人	事務の民間等委託	
小 計	2,537 人	2,526 人	11 人	<参考> 人口1万当たり職員数 47.61 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 63.95 人)	
公営企業等会計部門	そ の 他	107 人	106 人	1 人	過員配置
合 計	2,644 人 [2,970]	2,632 人 [2,970]	12 人 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.62 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、公社等への派遣職員(特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、他の地方公共団体を除く。)を含み、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員を除いています。
2 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業・介護保険事業等です。
3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	3 人	139 人	224 人	285 人	326 人	320 人	258 人	166 人	266 人	256 人	266 人	135 人	2,644 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	2,272	2,293	2,288	2,298	2,276	2,293	21 (0.9%)
教 育	335	308	291	265	250	244	△91 (△27.2%)
普通会計[計]	2,607	2,601	2,579	2,563	2,526	2,537	△70 (△2.7%)
公営企業会計	101	104	101	104	106	107	6 (5.9%)
総合計	2,708	2,705	2,680	2,667	2,632	2,644	△64 (△2.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。